

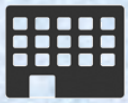
～だれもが自分らしく暮らせるまちをめざして～

令和6年4月1日 三木市パートナーシップ制度が 始まりました。

三木市ではすべての人の人権が尊重される明るく住みよいまちの実現をめざしています。
パートナーシップ制度は、人生のパートナーや大切な人を「家族」として届け出たことを市が証明する制度です。

利用可能となる主なサービス

公営住宅の入居申請



公立保育所、認定こども園等で
家族とみなしての対応



三木市独自のサービス
トカイナカ三木☆新生活応援事業
三木で新生活を始める若者世帯に
最大100万円の補助金！

詳しくは総合政策部縁結び課 HP へ



公立病院での面会、病状
説明、手術等の同意



民営の施設についてはご協力いただけるよう市より依頼しておりますが、
対応可能な施設等詳しくは三木市人権推進課までお問合せください。

申請については
裏面へ➡

三木市パートナーシップ制度届出先

三木市男女共同参画センター(愛称:こらぼーよ)
〒673-0433 兵庫県三木市福井 1933-12(教育センター3階)
※平日9時から17時(土、日、祝日、年末年始はお休みです)
※申請様式は男女共同参画センター窓口でお渡し、もしくはインターネットでダウンロードしてください。



ダウンロードはこちら

